

4 事業費及び国庫負担額分類表

事業 主体別	区 分	工 事 費	事 務 費	事 業 費	国庫負担額	負 担 率	市 町 村 数
都 道 府 県	一 般 分	116,300,899	2,604,188	118,905,087	76,844,161	0.670	－
	離 島 分	626,186	19,351	645,537	493,500	0.800	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	116,927,085	2,623,539	119,550,624	77,337,661	0.677	－
市 町 村	一 般 分	29,778,799	1,269,874	31,048,673	19,651,708	0.670	586
	離 島 分	468,795	21,079	489,874	369,529	0.800	17
	激甚災分	17,672,601	575,978	18,248,579	15,140,993	0.869	25
	計	47,920,195	1,866,931	49,787,126	35,162,230	0.745	628 (614)
管 理 組 合	一 般 分	0	0	0	0	－	－
	離 島 分	0	0	0	0	－	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	0	0	0	0	－	－
一 部 事 務 組 合	一 般 分	0	0	0	0	－	－
	離 島 分	0	0	0	0	－	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	0	0	0	0	－	－
合 計	一 般 分	146,079,698	3,874,062	149,953,760	96,495,869	0.670	586
	離 島 分	1,094,981	40,430	1,135,411	863,029	0.801	17
	激甚災分	17,672,601	575,978	18,248,579	15,140,993	0.869	25
	計	164,847,280	4,490,470	169,337,750	112,499,891	0.693	628 (614)

- (注) 1 激甚災分とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
- 2 離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
- 3 市町村数の計の()書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。